

第9回 向日市上下水道事業懇談会 議事録

日時：平成21年10月22日(木)午前10時から午前11時15分まで
場所：向日市役所 大会議室(3F)
出席者：
(委員)吉川会長、井垣委員、西田委員、鎌田委員、楠本委員、佐藤委員、大場委員、
(事務局)大島上下水道部長、齋藤上下水道部参事、山根営業課長、高田上水道課長、松本浄水場長、中村浄水場主幹、柴崎営業課課長補佐、横山営業課係長、南口営業課係長、
傍聴：0名

1、あいさつ

2、議事

【平成20年度向日市下水道事業特別会計決算について】

事務局 (平成20年度向日市下水道事業特別会計決算についての説明)

委員 下水道の使用料水量は横ばいで、下水道使用料収入が500万円ほど減額したのは、何による影響なのか？

事務局 先ほど水量は横ばいと説明しましたが、水量も若干減っています。それに伴い、収入金額も落ちている次第であります。

委員 500万円ではなくて、200万ではないか？

事務局 人件費が前年度比約200万円の減です。

委員 22ページの歳出で、公共下水道事業計画認可変更設計業務委託料があるが、これは何の認可変更があったのか？

事務局 13節・委託料の公共下水道の事業認可変更設計業務委託料と言うことで、これについては、公共下水道事業計画認可変更が平成22年3月31日で認可変更の期限が切れますので、5年間延伸する準備を行っています。汚水計画と雨水計画があり、特に汚水計画において、

北部地域（阪急洛西口東口付近）が平成19年11月に市街化調整区域から市街化区域に編入された関係で、今現在、土地区画整備事業の認可が下り、事業を進めています。当時は市街化調整区域で認可区域に入っていなかったため5年間の延伸をします。これは上位計画である京都府桂川右岸流域下水道事業計画と合わせて、認可変更を延伸するための業務を委託させてもらった次第です。

委員 7%以上の借入金を借換しているが、どれくらいの効果があったのか？

事務局 7%以上の地方債が借換の対象でした。借換えるときには残り7年程度になっておりましたので、7年間で1億2千万円の借換効果がありました。通常、繰上返還を行う場合はペナルティーが科され、本来、そのペナルティー料が莫大になります。今回は国の制度改正に伴い、ペナルティー料を免除されたことで、1億2千万円の効果がありました。こういった制度改正がない限り、繰上償還は出来ないため、現在、国に働きかけをしています。

委員 31ページにある、実質収支に関する調書はどういう位置づけなのか？

事務局 基本的には歳入歳出の差し引き額が翌年度に繰り越しされています。その中で、今回工事が予定通り進まなかったため、事業費を繰り越しています。その繰り越した事業に係る財源も一緒に繰り越していますので、純粋な差引額にはなりません。例えば、3つめの歳入歳出の差し引き額が1,135万2千円となっており、繰越明許（前年度の事業費の繰越）の一般財源が5万円、事故繰越（前前年度の事業費の繰越）の7万5千、合計12万5千円については、差し引き額から、さらに差し引きます。純粋な黒字額としては、1,122万7千円となります。自主財源はわずかで、補助金と起債で事業費の多くをまかなくなっております。

委員 10ページの過年度分の下水道使用料について、不納欠損額が5,752,545円あるが、これは平成20年度で消えてしまう（未収入のまま）のか？

事務局 過年度の調定額が約5,100万円あります。そのうち、今年度約790万円の収入があり、5年過ぎたものが約570万円あり、この

分については、調定から差引き、収入にはなりません。時効によって処理するという形をとっています。

【平成20年度向日市水道事業会計決算について】

事務局

(平成20年度向日市水道事業会計決算についての説明)

委員

19ページの3.その他の営業収益で負担金の下水道業務負担金等というのは、水道から下水道会計へお金が移るのか？

事務局

これは、下水道会計から水道会計へお金が移動しています。

委員

一緒に使用料(上下水道料金として)を集めて、どのように下水道に渡しているのか？

事務局

下水道使用料については、いったん水道事業で徴収し、預かり金ですので、そのまま下水道会計の方にお金を渡します。ここにある下水道業務負担金は、その徴収に係る人件費やコンピューターリース料等を水道と下水道で案分したもので、下水道会計から負担金として頂いているものです。

委員

過年度分の特別欠損は滞納分がほとんどなのか？額として大きいので、何か手は打てないのか？逃げられて回収出来ないものなのか？

事務局

水道の場合は、6～7割程度が無断転出ということで、滞納したまま他市へ出てしまい、これについては、なかなか回収が難しいです。また、5年間で不納欠損として処理していますが、それを出来るだけ少なくなるように、今現在、相当数、停水処分に対応しています。督促催告を行ったり、市で年3回特別徴収月間を行ったり、夜間も業者に徴収委託したり、それでも応じない場合、停水させてもらっています。出来る限り、この額が少なくなるように、努力しています。

委員

実際に停水処分にまで至っているケースはどれくらいあるのか？

事務局

今年度で100件程度あります。毎回滞納者を1回10件程度ごとに分けて停水を行っています。

委員

100件には同じ人は含まれているのか？

事務局 今年度については、全て違う人です。

委員 決算書の金額は税抜きで、貸借対照表は税込みで表示している。
これは、税抜きにしなければならないのか？

事務局 基本的に、決算書はすべて税抜きで作成しています。1～4ページのみ税込みで作成しており、その他のページは税抜きです。なぜ税込みで表示しているかと申しますと、予算の作り方が税込みになっており、予算と比較するため、このページのみ税込みで作成しています。

委員 市民にとって、わかりやすいのは税込みではないのか？

事務局 公営企業の場合、税抜きで決算を作成しなければ、純利益・純損失が出ません。税込みにすると、差し引きの中に消費税が含まれてしまうので、税抜きにしています。

委員 決算書を見て、市の財政状況を判断する必要があるが、新たな課題として下水道料金、水道料金を見直す必要が将来出てくると思う。今後の展望を聞かせて欲しい。

事務局 下水道料金については、12月1日の検針分から使用料の改定に適應すべく、準備を進めています。今年度の決算から一定の効果が現れ始めると思います。22年度以降の決算については、その効果が現れていき、一般会計からの基準外の繰入金は減らしていけると考えています。

水道については、京都府営水道からの受水費が年間5億円程度あり、その単価が22年度から改定されます。それが、上がるのか下がるのか不透明であります。改定があれば大きな影響が出てきます。府営水道の単価の状況を見ながら、今後の財政計画を立てていく必要があると考えています。

当市も、経営改善計画を立てていますが、平成22年度で期限が終わります。平成22年中に次期計画を立て、その中で水道料金がどうあるべきか、費用はどの程度見込むべきなのか等、検討します。

午前11時15分から午後4時まで

日吉ダム 視察